

(別紙4)

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成24年3月30日障発0330第23号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

改正後	現 行
障発0330第23号 平成24年3月30日 一部改正 障発0331第23号 平成27年3月31日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成30年3月30日 最終改正 障 発 0330 第 3 号 令和3年3月30日 最終改正 <u>こ 支 障 第 94 号</u> <u>令和6年3月29日</u>	障発0330第23号 平成24年3月30日 一部改正 障発0331第23号 平成27年3月31日 一部改正 障 発 0330 第 5 号 平成30年3月30日 最終改正 障 発 0330 第 3 号 令和3年3月30日
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準について	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び 運営に関する基準について
児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の31	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の31

改 正 後	現 行
第1項及び第2項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成24年3月13日厚生労働省令第29号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第一 （略） 第二 指定障害児相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 （1） 従業者（基準第3条） ① <u>相談支援専門員（第1項）</u> ア <u>配置基準</u> 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。 指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 イ <u>兼務</u> 指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は他の	第1項及び第2項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、平成24年3月13日厚生労働省令第29号をもって公布され、平成24年4月1日より施行されるところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第一 （略） 第二 指定障害児相談支援に関する基準 1 人員に関する基準 （1） 従業者（基準第3条） 指定障害児相談支援事業者は、事業所ごとに必ず1人以上の相談支援専門員を置くことを定めたものである。 指定障害児相談支援事業所に置くべき相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。この場合のサービス提供時間帯とは、相談支援専門員の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該相談支援専門員の常勤・非常勤の別を問わない。 <u>ただし、</u>指定障害児相談支援の業務に支障がない場合においては、<u>相談支援専門員を当該指定障害児相談支援事業所の他の業務又は</u>

改 正 後	現 行
事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所、<u>指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等</u>の業務と兼務する場合（ただし、<u>基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村が認める場合に限る。</u>）については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 ウ <u>兼務に係る留意点</u> <u>障害児相談支援の実施に当たっては、中立公正性を担保することが重要である。</u>相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）、基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）、指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設（同項の指定に係る指定障害者支援施設をいう。）又は基準該当障害福祉サービス事業所（同法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という	他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。 これは、例えば、指定障害児相談支援のサービス提供時間帯において、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができることをいう。なお、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとする。 また、<u>相談支援専門員が担当する障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所（法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業所をいう。）、基準該当障害児通所支援事業所（法第21条の5の4第3項第2号の基準該当通所支援の事業を行う事業所をいう。）、指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定に係るサービス事業所をいう。）、指定障害者支援施設（同項の指定に係る指定障害者支援施設をいう。）又は基準該当障害福祉サービス事業所（同法第30条第1項第2号の基準該当障害福祉サービス事業を行う事業所をいう。）（以下「指定障害児通所支援事業所等」という。）の業務と兼務する場合については、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支</u>

改 正 後	現 行
。)の業務と兼務する場合については、指定障害児通所支援事業所等との中立性の確保や、指定障害児通所支援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。） <u>a</u> 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合 <u>b</u> 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） <u>c</u> その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>② 相談支援専門員の標準数（第2項・第3項）</u> 相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所	援事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、次に掲げる場合を除き、当該障害児等が利用する指定障害児通所支援事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施することを基本とする。（通所給付決定の更新又は通所給付決定の変更に係る障害児支援利用援助について同じ。） <u>①</u> 身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合 <u>②</u> 通所給付決定又は通所給付決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該通所給付決定等から概ね3ヶ月以内の場合（障害児支援利用援助とその直後の継続障害児支援利用援助は一体的な業務であること、また、指定障害児相談支援事業者の変更に当たっては障害児の保護者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予する。） <u>③</u> その他市町村がやむを得ないと認める場合 <u>なお</u>、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該指定障害児相談支援事業所が指定特定相談支援事業

改 正 後	現 行
が指定特定相談支援事業所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。 ③ <u>相談支援員（第4項）</u> ア <u>事業者要件</u> <u>指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、相談支援員を置くことができる。</u> <u>なお、当該要件については、相談支援員を配置している期間において継続的に満たすことを要するが、やむを得ない理由により一時的に要件を満たさない場合であって、かつ、今後速やかに要件を満たすことが見込まれる場合には、この限りではない。</u> a <u>当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること。</u> b <u>当該指定障害児相談支援事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。具体的には、次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていることとする。</u> (a) <u>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</u> (b) <u>全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施</u> (c) <u>当該相談支援事業所の全ての相談支援員に対する、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的とした指</u>	所も一体的に運営している場合には、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も含むものとする。 (新設)

改 正 後	現 行
<u>導、助言</u> イ <u>相談支援員の要件</u> <u>配置される相談支援員については、専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者である者であって、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものであることが必要である。</u> ウ <u>相談支援員の兼務</u> <u>相談支援員については、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事させてはならない。ただし、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所その他これに類する業務に従事させることはできるものとしており、その他これに類する業務とは、基幹相談支援センター及び障害者相談支援事業等の業務とする。もっとも、基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等の業務と兼務する場合については、当該業務を委託する市町村等が認める場合に限る。</u> <u>なお、相談支援員の兼務に係る留意点については、第二の1の(1)の①のウの規定と同様である。</u> (2) 管理者（基準第4条） 指定障害児相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、<u>以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。</u>	(2) 管理者（基準第4条） 指定障害児相談支援事業所の管理者は、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該指定障害児相談支援事業所の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができるものとする。<u>また、指定特定相談支援事業所の業務と兼務する場合については、管</u>

改 正 後	現 行
① 人員及び設備に関する要件 ア (略) イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が概ね 30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ (略) ② (略) ③ <u>離島等の特例</u> <u>特別地域（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める地域（平成 24 年厚生労働省告示第 233 号）に定める地域をいう。以下同じ。）に事業所が所在する場合であって、広域で相談支援体制を整備する必要があると各事業所が所在する市町村が認めた場合は、「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が移動に概ね 30 分以上を要する距離の場合であっても、同一都道府県内で従たる事業所を設置することを可能とする。この場合において、都道府県協議会において、当該事業所の適正な運営が図られるように検討するとともに、都道府県が地域生活支援事業の都道府県相談支援体制整備事業の実施等により、当該地域の相談支援体制の整備等に関する助言等を行うことが望ましいため、都道府県及び市町村と必要な連携を図りつつ、事業の運営に努めること。</u> 2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第 5 条） 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児	① 人員及び設備に関する要件 ア (略) イ 「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離が<u>おおむね</u> 30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ (略) ② (略) (新設) 2 運営に関する基準 (1) 内容及び手続の説明及び同意（基準第 5 条） 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し適切な指定障害児

改 正 後	現 行
相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、<u>以下の内容を記載した書面を交付すること</u>。 ①～④ (略) ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口 なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (2) (略) (3) 提供拒否の禁止(基準第7条)	相談支援を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定障害児相談支援事業所の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定障害児相談支援の提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならないこととしたものである。 なお、利用申込者及び指定障害児相談支援事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。 また、利用申込者との間で当該指定障害児相談支援の提供に係る契約が成立したときは、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、 ①～④ (略) ⑤ 指定障害児相談支援に係る苦情を受け付けるための窓口を<u>記載した書面を交付すること</u>。 なお、利用申込者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 (2) (略) (3) 提供拒否の禁止(基準第7条)

改 正 後	現 行
指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。 なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）別表の注 <u>12</u> から注 <u>14</u> の <u>2</u> に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、<u>精神障害者支援体制加算又は高次脳機能障害支援体制加算</u>（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定障害児相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケアが必要な障害児、<u>精神障害を有する障害児又は高次脳機能障害を有する障害児</u>の保護者からの利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。 (4) (略) (5) 受給資格の確認（基準第 9 条）	指定障害児相談支援事業者は、原則として、利用申込に対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害の程度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由が有る場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者に係る障害児の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込があった場合 ④ その他利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難な場合等である。 なお、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）別表の注 <u>10</u> から注 <u>12</u> に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算<u>又は</u>精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している指定障害児相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児、医療的ケアが必要な障害児<u>又は</u>精神障害を有する障害児の保護者からの利用申込があった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとするので留意すること。 (4) (略) (5) 受給資格の確認（基準第 9 条）

改 正 後	現 行
指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、<u>モニタリング</u>期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。 なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。 (6) ～ (10) (略) (11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針（基準第 15 条） 障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方<u>並びに</u>当該業務を行う相談支援専門員<u>及び</u>相談支援員の責務を明らかにしたものである。 <u>なお、相談支援員が業務を行う場合、当該相談支援員に対して指導及び助言を行う主任相談支援専門員等が当該相談支援員の業務の状況等を把握し、助言等を定期的に行う体制を確保した上で利用者に対する支援を行う必要がある。また、相談支援員については、次</u>	指定障害児相談支援は、現に通所給付決定を受けている障害児相談支援対象保護者に対する指定障害児相談支援の提供に際し、当該障害児相談支援対象保護者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援対象保護者であること、<u>法第 6 条の 2 第 9 項に規定する厚生労働省令で定める</u>期間、通所給付決定の有無及び通所給付決定の有効期間、支給量等障害児支援利用計画の作成やモニタリングの実施に当たり必要な事項を確かめなければならない。 なお、指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定を受けていない障害児の保護者について、当該障害児に係る障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障害児の保護者の提示する市町村が通知した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた障害児の保護者であることを確かめるものとする。 (6) ～ (10) (略) (11) 指定障害児相談支援の具体的取扱方針（基準第 15 条） 障害児に係るアセスメントの実施、障害児支援利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、障害児支援利用計画の作成、障害児支援利用計画の実施状況の把握などの指定障害児相談支援を構成する一連の業務のあり方<u>及び</u>当該業務を行う相談支援専門員の責務を明らかにしたものである。

改 正 後	現 行
<u>に掲げる業務のうち、⑫から⑮まで及び⑱の業務を単独で行うことはできないものであるが、当該主任相談支援専門員等が行うこれらの業務場面に同行した上で、利用者に対する支援のプロセス全体に関わる必要がある。</u> ① （略） ② <u>指定障害児相談支援における障害児の意思の尊重(第1項第2号)</u> <u>）</u> <u>指定障害児相談支援が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定障害児相談支援の提供に当たり、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとしたものである。</u> ③ <u>指定障害児相談支援の基本的留意点(第1項第3号)</u> 指定障害児相談支援は、障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児又はその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 ④ <u>障害児支援利用計画作成の基本理念（第2項第1号）</u> <u>障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み</u>	① （略） （新設） ② <u>指定障害児相談支援の基本的留意点(第1項第2号)</u> 指定障害児相談支援は、障害児及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定障害児相談支援について障害児又はその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定障害児相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行うこととする。 ③ <u>障害児支援利用計画作成の基本理念（第2項第1号）</u> <u>障害児支援利用計画の作成にあたっては、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。</u>

改 正 後	現 行
<u>、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮をしつつ、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。当該配慮にあたっては、追ってお示しする「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意しつつ行うこと。</u> <u>なお、相談支援専門員については、上記の配慮等を適切に行うため、都道府県が実施する相談支援専門員を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。</u> ⑤ （略） ⑥ 総合的な障害児支援利用計画の作成（第２項第３号） 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点及び<u>インクルージョンの観点</u>に立って作成されることが重要である。このため、障害児支援利用計画の作成または変更にあたっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用、<u>保育所等への移行支援等の取組や地域との交流の機会の確保等の取組</u>も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 ⑦ （略） ⑧ アセスメントの実施（第２項第５号）	④ （略） ⑤ 総合的な障害児支援利用計画の作成（第２項第３号） 障害児支援利用計画は、障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、障害児支援利用計画の作成または変更にあたっては、障害児及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定通所支援以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。 ⑥ （略） ⑦ アセスメントの実施（第２項第５号）

改 正 後	現 行
障害児支援利用計画は、個々の障害児の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に先立ち障害児のアセスメントを行わなければならない。 アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。<u>そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメント等を本人同意のもと活用することも重要である。</u> なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。 ⑨ アセスメントにおける留意点（第2項第6号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、<u>障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である。そのため、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならないものである。</u><u>なお、この場合において、障害児やその家族との間の信頼関係</u>	障害児支援利用計画は、個々の障害児の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に先立ち障害児のアセスメントを行わなければならない。 アセスメントとは、障害児が既に提供を受けている福祉サービス等や障害児の状況等の障害児を取り巻く環境等の評価を通じて障害児が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、障害児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、障害児の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。 なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、5年間保存しなければならない。 ⑧ アセスメントにおける留意点（第2項第6号） 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、障害児やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なけ

改 正 後	現 行
、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 ⑩ 障害児支援利用計画案の作成（第２項第７号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがって、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況や<u>相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。</u>また、<u>児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 11 号）第 1 条の 2 の 7 に規定するモニタリングの実施標準期間（以下「実施標準期間」という。）は相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものであるが、利用者の心身の状況や生活環境等によ</u>	ればならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。 ⑨ 障害児支援利用計画案の作成（第２項第７号） 相談支援専門員は、障害児支援利用計画が障害児の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、障害児支援利用計画案を作成しなければならない。したがって、障害児支援利用計画案は、障害児及びその家族の希望並びに障害児について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。 なお、当該障害児支援利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう障害児の心身の状況等を勘案した上で、<u>柔軟かつ適切に提案するものとする。</u>その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。

改 正 後	現 行
<u>り丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。</u>その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施により障害児支援利用計画及び指定通所支援の評価を行い得るようにすることが重要である。 ⑪ 障害児支援利用計画案の説明及び同意（第２項第８号） 障害児支援利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、障害児等自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は障害児等の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス<u>及びそのサービスの内容についても障害児等の希望を尊重するとともに、作成された障害児支援利用計画案についても、最終的には、その内容について障害児又はその家族に説明を行った上で文書によって障害児等の同意を得ることを義務づけることにより、障害児等によるサービスの選択やサービス内容等への障害児等の意向の反映の機会を保障するものである。</u>また、相談支援員が障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、<u>提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が障害児等への説明に同席することが望ましい。</u> なお、障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。 ⑫ （略）	⑩ 障害児支援利用計画案の説明及び同意（第２項第８号） 障害児支援利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、障害児等自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は障害児等の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス<u>について、また、サービスの内容についても障害児等の希望を尊重するとともに、作成された障害児支援利用計画案についても、最終的には、その内容について障害児又はその家族に説明を行った上で文書によって障害児等の同意を得ることを義務づけることにより、障害児等によるサービスの選択やサービス内容等への障害児等の意向の反映の機会を保障するものである。</u> なお、障害児又はその家族への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる障害児通所給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。 ⑪ （略）

改正後	現行
⑬ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） ア 趣旨 相談支援専門員は、<u>障害児及びその保護者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。その際、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保する必要がある。</u> イ 会議の出席者 <u>サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達程度に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましい。なお、その際、年齢や発達程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。</u> <u>また、様々な専門的な見地からの意見等を踏まえて障害児支援利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず、本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、必要</u>	⑫ サービス担当者会議の開催等による専門的意見の聴取（第2項第10号） 相談支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い障害児支援利用計画を作成するため、通所給付決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、通所給付決定の内容を踏まえて変更を行った障害児支援利用計画案に位置づけた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）からなるサービス担当者会議の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要である。<u>なお、相談支援専門員は、複数職種間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要があるものである。</u>

改 正 後	現 行
<u>な調整に努めること。</u> <u>相談支援員が障害児支援利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。</u> ウ <u>その他留意事項</u> 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号。<u>以下「指定通所支援基準」という。</u>）第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑭ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第11号） 相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた<u>障害児支援利用</u>計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。 ⑮ 障害児支援利用計画の交付（第2項第12号） 相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び	<u>なお、</u>「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）第15条において、指定障害児通所支援事業者は、市町村又は障害児相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑬ サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の説明及び同意（第2項第11号） 相談支援専門員は、第8号と同様に第10号のサービス担当者会議を踏まえた計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって障害児等の同意を得なければならない。 ⑭ 障害児支援利用計画の交付（第2項第12号） 相談支援専門員は、第10号のサービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案について、第11号の障害児等の同意を得た後、障害児支援利用計画を作成した際には、遅滞なく障害児等及び

改 正 後	現 行
担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 <u>なお、指定通所支援基準第 27 条第 7 項において、指定障害児通所支援事業者は、指定障害児相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならないこととしており、福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要である。</u> なお、基準第30条第 2 項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5 年間保存しなければならない。 ⑩ 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第 3 項第 1 号） 指定障害児相談支援においては、障害児の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて障害児に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、障害児支援利用計画の実施状況や障害児についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて障害児支援利用計画<u>及びモニタリング期間</u>の	担当者に交付しなければならない。 また、相談支援専門員は、担当者に対して障害児支援利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。 なお、基準第30条第 2 項の規定に基づき、障害児支援利用計画は、5 年間保存しなければならない。 ⑮ 障害児支援利用計画の実施状況等の把握及び評価等（第 3 項第 1 号） 指定障害児相談支援においては、障害児の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて障害児に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、障害児の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、障害児支援利用計画の実施状況や障害児についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、<u>福祉サービス事</u>

改 正 後	現 行
変更、<u>各担当者等</u>との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。 なお、障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する<u>各担当者等</u>により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該<u>各担当者等</u>のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、<u>各担当者等</u>との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。 ⑰ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、<u>各担当者等</u>との連絡を継続的に行うこととし、市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑱ 障害児支援利用計画<u>及びモニタリング期間</u>の変更（第3項第3号）	<u>業を行う者等</u>との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害児等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。 なお、障害児の解決すべき課題の変化は、障害児に直接サービスを提供する<u>福祉サービス事業を行う者等</u>により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該<u>福祉サービスの事業を行う者等</u>のサービス担当者と緊密な連携を図り、障害児の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、<u>福祉サービス等の事業を行う者等</u>との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。 ⑯ モニタリングの実施（第3項第2号） 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児支援利用計画の作成後においても、障害児及びその家族、<u>福祉サービスの事業を行う者等</u>との連絡を継続的に行うこととし、市町村が通所給付決定の際に、障害児等に対して通知するモニタリング期間ごとに、障害児の居宅で面接を行い、その結果を記録することが必要である。 なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。 ⑰ 障害児支援利用計画の変更（第3項第3号）